

第22期運営委員選任にかかる事前立候補者9名の緊急声明

2015年9月4日に行われた2015年度定期総会において、21期運営委員会が提案した「第5号議案 第22期運営委員選任」は、京都大学の施錠時間（貸付許可書）のため、投票方法を議論している時点で1）中断となりました。

現在、21期運営委員会2）が中断した定期総会の開催日と開催場所を調整していますが、9月14日、突然、何の協議もなく3）、一方的に實川会員が「平成27年度定期会員総会議長」を名のり4）「定期会員総会再開のお報せ」なる文書を作成し、事務局に全会員に送付するよう依頼をしていると聞きました。

9月4日の役員選挙では、實川議長、金田副議長、中川会員の3名が当日立候補しました。議長と副議長が役員選挙に立候補することは利益相反行為になる疑いがあることも十分討議されないまま5）、正副議長が議事を進行6）しました。實川議長は「議長である私の言うことを聞け」と選管委員長を無視し、議場での12名の立候補声明もないまま、投票を指示する7）という出鱈目な議事運営を行いました。

また、今回の實川会員が強行する9月26日の「定期総会再開お報せ」の連絡は、すべての会員に告知8）されていないだけでなく、会則（開催予告期間1か月以上）にも違反9）しており、全く暴挙であり決して認めることは出来ません。ねつ造された「定期総会10）」の場で、第5号議案（選挙）が行われたとしても、無効であり私たち9名の信任、不信任の選挙を認めることはできません。事前立候補者9名は選挙が実施されることに断固拒否します。

1）～9）の各記述箇所についての解析と10）修正要求。

1）虚偽/不実記載：実際は、投票用紙が総員に配布され既に総員が投票行動に移っていた。

2）1）の通り選挙が開始されていた。そもそも会則により役員任期は2年と定められている。会則を厳密に適用すると、旧21期役員任期は、本年8月10日で既に終了している。総会日時の決定が毎年同月日に設定することが困難であるから、便宜上、運営委員会が議案を提出する総会日までとの運用となっている。選挙開始時点から、旧役員は解任されていると考えることが妥当である。

3）虚偽/不実記載：そもそも、協議の相手は、誰なのか。2）

の前提に基づけば、協議の相手は、既に任期の終了した旧21期役員でもまして事前立候補者各位でもない。定期総会再開に関する唯一の協議の対象者は、大会委員長に他ならない。實川議長は、9月10日付けで亀口大会委員長に以下の文書*を送っている。これへの回答を行わず、すなわち協議を拒絶したのは、亀口大会委員長である。

*

亀口様

先日はいろいろたいへんでした。

5日に申し入れさせていただいた件、事務局を通じて文書にしてお送りしました。

ただ、あとで訂正がありましたので、訂正した分をつい先ほど送ったところです。

急ぐことなので、じかにもお伝えしておきます。

下に書類の文面をテキストで入れました。

何とぞ速やかにお取り計らい下さるよう、お願い致します。

~~~~~

實川 幹朗

[zitukawa@.....ne.jp](mailto:zitukawa@.....ne.jp)

~~~~~

平成27年9月10日

日本臨床心理学会

第51回大会実行委員長

亀口 公一 殿

平成27年度定期会員総会

議長 實川 幹朗

定期会員総会再開のための議場確保について

第51回日本臨床心理学会大会における会員定期総会は、会場の都合で中断しています。総会議長として、重要な議題を積み残している有り様を憂えます。

会則第17条第3項により、定期総会を主催するのは総会議長団です。議長団は、定期総会の終了を宣言しておりませんから、早急に総会を再開する義務があります。会場は、中断したのと同じの場所か、これが不可能なら、至近の場所を選ぶべきです。

また、総会をすみやかに再開せよとの要求が、複数の会員から届いています。まもなく会員の十分の一に達する勢いです。会則第17条第1項によれば、総会は会員の十分の一の要求で開催できます。この規定を準用すれば、十分の一に到達の時点で、定期総会を再開する強制力が生ずると考えられます。

さて、役員選挙を含む定期総会は、今年度の大会に組み込まれています。総会の継続には、大会実行責任者のお力を借りねばなりません。

*9月4日と同じないし至近の場所において
9月26日(土)に開催したいと考えています。
会場の設定をお願いいたしたく存じます。

なお、第21期運営委員は任期が切れ、第22期の運営委員は選出されていません。
したがって現在のところ、活動中の学会の機関は、会員総会と選挙管理委員会となります。
ことに総会は、最終・最高の決定機関なのでその意義が重く、議長として責任を痛感している次第
です。

事情をご賢察下さりますこと、なにとぞよろしくお願い申し上げます。
以上

4) 不実記載：實川幹朗氏は総会議場にて委任状を含む総数94
票中信任66票及び旧21期運営委員会が依頼した手林氏との共同議
長案賛成23票という圧倒的賛成多数で議長に信任されている。

5) 不実記載：立候補を認めたのは、佐藤選管長である。また、
前回選挙においては、亀口議長が総会終了前の役員選挙の際に、議
長席から監事に立候補した例がある。

6) 不実記載：議長と副議長は、立候補の後、佐藤選管長の指示
に従い、議長と副議長の職責に関わる言動は控えた。これは、録音
記録により証明可能である。

7) 6) の通り、露骨な選挙の進行妨害に匹敵する怒号や野次に
対して、立候補者として「投票を要望する」自然な言動があり、こ
れを「投票を指示する」と見なすこのような記述は、事実誤認への
意図的かつ操作的誘導である。

8) 「すべての会員への通知」を目ざし最大の努力を行っている。
葉書210通の配信、メール160通の配信、およびHPでの
告知。

9) 開催予告一ヶ月を置く理由は、総会議事の周知徹底のため
である。今回は、あくまでも総会が中断しており、総会参加者は総会
議事において周知している状況にある。機械的な会則文言の当ては
めは、そもそもその文言が意図する趣旨において無意味と言わざる

を得ない。

10) 以上から、「捏造」との文言は、第三者の判断に少なからぬ誤解と陰性の印象をもたらすものであり、極めて不適切である。嚴重に修正を求める。